

高知県女性就労支援事業委託業務 公募型プロポーザル 審査要領

高知県女性就労支援事業委託業務に関する企画提案書の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知県女性就労支援事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、適正に書類を作成し、必要な書類のすべてを提出した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は下表のとおりです。

審査項目	配点
(1) 事業内容（考え方、目的）	10点
(2) 事業内容（内容、構成）	35点
(3) 実施体制（業務遂行能力）	30点
(4) 実施体制（関係機関等との連携）	15点
(5) 事業者の特徴	5点
(6) 事業経費	5点
計	100点

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時 令和2年3月18日（水）午前9時30分
- (2) 場所 こうち男女共同参画センター 3階 講習室3
- (3) プレゼンテーション
 - ① プレゼンテーションの時間は参加者1者あたり20分とします。
 - ② 順番は別途お知らせします。
 - ③ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (2) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (3) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別添

高知県女性就労支援事業委託業務 審査基準

項目	配点	審査視点
事業内容	10点	考え方、目的 <ul style="list-style-type: none">・「公募型プロポーザル実施要領」の目的に沿っているか・女性の就労を支援する必要性を認識しているか
	35点	内容、構成 <ul style="list-style-type: none">・委託事業として適切な内容か（事業内容、要求水準を満たしているか）・女性の就労支援に向けて効果的な取組があるか・求職中の女性などを幅広く掘り起こす取組があるか・働きやすい職場づくりに向けた企業支援について効果的な取組があるか・事業の改善・充実にに向けた適切な方策があるか
実施体制	30点	業務遂行能力 <ul style="list-style-type: none">・事業を円滑に遂行できる組織体制となっているか・事業目的を遂行する資格又は能力を有する者を配置できるか・業務の再委託を行う場合は、合理性があり、また、再委託先は、事業遂行能力を備えた者であるか
	15点	関係機関等との連携 <ul style="list-style-type: none">・職業紹介業務及び女性が働くために必要な情報の一元的な提供を実施するにあたって、ハローワーク等関係機関との連携体制・方法は適切か
事業者の特徴	5点	<ul style="list-style-type: none">・公正・公平なサービスが期待できるか・過去の実績からみて、確実にサービスが提供できるか・企画団体自身の業務内容が本事業とかけ離れていないか
事業経費	5点	<ul style="list-style-type: none">・必要な経費の見積額が、安価であるか
合計点	100点	

※配点は、別添「高知県女性就労支援事業委託業者審査委員会設置要綱」に定める委員1人当たりの点数。